

「江別市犯罪被害者等支援条例」(素案)

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、それらを総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減を図り、もって誰もが安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【解説】

- ・条例制定の目的を定義。犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減を図るとともに安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを規定。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は市内で活動を行う団体をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う法人又は個人をいう。
- (5) 関係機関等 国、北海道、警察その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (6) 再被害 犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。
- (7) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、誹謗中傷、報道機関等による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害その他の被害をいう。

【解説】

- ・「犯罪等」「犯罪被害者等」の定義は、「犯罪被害者等基本法」第2条と同じ。
- ・「市民等」は、住民に加え、市内で働く人々や市内の学校に通う児童、生徒及び学生を含めた。市内で活動を行う団体は、例えば自治会、NPO法人、ボランティア団体等を想定。
- ・「再被害」と「二次的被害」が混同されないよう、明確に定義。同じ加害者から複数回受ける被害は、再被害である。

（基本理念）

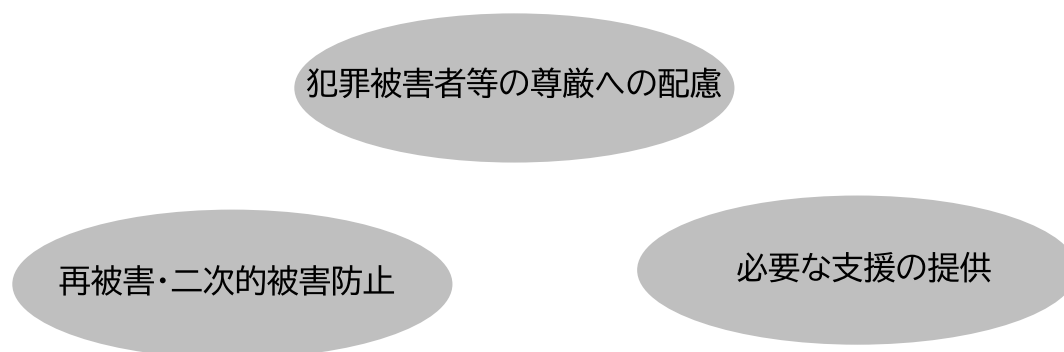
第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇が保障されるよう、配慮して行わなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、再被害及び二次的被害を生じさせることのないよう十分配慮して行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、その受けた被害を回復し、又は軽減するために必要な支援が提供されるよう行われなければならない。

【解説】

- ・「犯罪被害者等基本法」第3条の理念を引き継ぎつつ、再被害・二次的被害の防止など、より具体的な表現を追記。



参考：「犯罪被害者等基本法」第3条（基本理念）

すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

（市の責務）

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と相互に連携を図るものとする。

【解説】

- ・市の責務を規定。なお、地方公共団体の責務は、「犯罪被害者等基本法」の第5条に定められている。

参考：「犯罪被害者等基本法」第5条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（市民等の責務）

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次的被害を生じさせることのないように十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

- ・犯罪被害者等が地域において安心して生活できるようになるためには、地域の人々の理解と協力が必要である。国の「第4次犯罪被害者等基本計画」においても、「犯罪被害者等のための施策の効果は、国民の理解・協力がなければ十分に発揮されない。犯罪被害者等は、地域社会において配慮・尊重され、支えられることで初めて平穏な生活を回復することができることから、犯罪被害者等のための施策の実施と国民の理解・協力は車の両輪である」と明記されている。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次的被害を生じさせることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等である従業員の就労について配慮するよう努めるものとする。

【解説】

- ・犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性について従業員の理解を深めることや、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めることを事業者の責務として明確にした。

（相談及び情報の提供等）

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 市は、前項に規定する支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

【解説】

- ・地方公共団体による相談及び情報の提供等については、「犯罪被害者等基本法」第11条に定められている。

参考：「犯罪被害者等基本法」第11条（相談及び情報の提供等）

国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

（見舞金の支給）

第8条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、見舞金を支給するものとする。

【解説】

- ・犯罪被害者等に見舞金を支給することを規定。要件、金額等については、規則等により、別に定める。

（日常生活の支援）

第9条 市は、犯罪被害者等が安心して日常生活を営むことができるよう必要な支援を行うものとする。

【解説】

- ・市には、住民一般の日常生活を支援するための、家事、育児、介護等を支援する制度があるため、犯罪被害者等の実情に応じた制度を活用できるよう、情報の提供を行う。

（居住の安定）

第10条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、市営住宅への入居における配慮等必要な支援を行うものとする。

【解説】

- ・犯罪被害者等は、特に住んでいる自宅で被害に遭った場合、あるいは再被害や二次的被害を受けないようにするために、転居が必要な場合がある。その際に速やかな居住の安定を図るため、市営住宅の入居において優遇措置を行う。

（安全の確保）

第11条 市は、犯罪被害者等が再被害及び二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等を行うものとする。

【解説】

- ・再被害及び二次的被害の防止のために、個人情報の適切な管理について規定。

（市民等及び事業者の理解の増進）

第１２条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができ、かつ、二次的被害を受けることがないように、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の支援の必要性について市民等及び事業者の理解を深めるため、情報の提供、啓発活動等を行うものとする。

【解説】

- ・ 犯罪被害者等の置かれている状況やその支援の必要性について、市民等及び事業者の理解を深めるため、情報提供や啓発活動等を行うことを規定。

（支援の制限）

第１３条 市は、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認める場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

【解説】

- ・ 犯罪被害者等が犯罪行為を教唆、幫助した場合や、江別市暴力団排除条例に規定する暴力団に所属している場合などを想定。

（委任）

第１４条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

- ・ 本条例案に基づいて犯罪被害者等施策を講ずるために、より細かな規定が必要となることから、委任の規定を設ける。